

ARIBニュース658号 (2008.09.24)

ARIBの動き

第143回業務委員会が開催される

第143回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成20年9月10日(水) 午後2時から3時30分まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要

次の事項について事務局から報告及び説明がありました。

- (1) GSC-13/GRSC-6会合
- (2) IMT-Advanced無線インタフェース技術の提案
- (3) APT無線フォーラム第5回会合 (AWF-5) の概要
- (4) ICT標準化・知財センターの設立
- (5) Aバンド放送事業用固定回線のM/Nバンドへの周波数移行に伴う照会相談業務の対応
- (6) 平成21年度総務省所管予算概算要求の概要
- (7) 当会の活動状況

M/Nバンドを使用する放送番組素材の中継を行う固定局 (以下、M/Nバンド映像TSL) に関する照会相談業務の追加について

当会では、電波法第102条の17に基づき総務大臣から電波有効利用促進センターの指定を受け、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な照会相談に応じる等の業務を実施しておりますが、この度、M/Nバンド映像TSLに係る照会相談業務を追加しましたのでお知らせします。

なお、A～Gバンド映像STL/TTL/TSL及びM/Nバンド映像STL/TTLについては、既に照会相談業務を行っております。

※ 詳細は社団法人 電波産業会 (ARIB) ホームページを参照願います。

URL:<http://www.arib.or.jp/service/gyomu3-hoso.html>

- 1 新たに対象とする照会相談業務：
Mバンド (6.5GHz帯) 及びNバンド (7.5GHz帯) 映像TSL
- 2 開始月日：平成20年9月1日

(参考)

M/Nバンド音声STL/TTL/TSL及びM/Nバンド監視・制御固定局回線については、平成21年1月中旬に照会相談業務を開始する予定です。

問合せ先：利用促進部 放送業務担当

TEL：03-5510-8591 FAX：03-3592-1103

電気通信・放送
行政の動き

地上デジタル放送等における「緊急地震速報」
の速やかな伝送等に向けた技術的検討の推進
(平成20年9月12日総務省報道発表)

総務省は、9月12日地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、社団法人電波産業会及び社団法人デジタル放送推進協会に対して技術的検討の推進を依頼いたしました。

放送メディアは、今や国民生活において欠かせない情報源として災害情報の提供等に極めて重要な役割を果たすものであり、地上デジタル放送等のデジタル放送についてもより一層の活用が図られることが期待されるところです。

特に昨年10月に気象庁が運用開始した「緊急地震速報」等については、視聴者へのより迅速で確実な情報伝達の努力が望まれるところですが、そのためには、地上デジタル放送等に関しては、情報圧縮等のデジタル信号処理に伴って送受双方で生じている遅延を出来る限り低減していくとともに、このような伝送遅延の影響を極力回避する技術的手法の確立等に向けて、関係者で努力することが非常に重要であると認識しています。

このため、総務省では、9月12日デジタル放送の民間標準規格の検討、策定等を行っている社団法人電波産業会及び社団法人デジタル放送推進協会に対し、地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、既存の伝送制御信号等の仕組みを活用した速報伝送など技術的手法の検討の推進について、依頼をいたしました。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080912_5.html)を参照してください。

当会では、この総務省の依頼を受け緊急情報伝送タスクグループで検討を開始しました。

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案に係る
電波監理審議会答申及び意見募集の結果
(地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策)
(平成20年9月3日総務省報道発表)

総務省は、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策に係る放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案（以下「原案」という。）について、電波監理審議会（会長 羽鳥 光俊 中央大学理工学部教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

また、原案について、平成20年7月1日（火）から7月31日（木）まで意見募集を行った結果、合計4者の方から意見をいただきました。

総務省では、本答申及び意見募集の結果を踏まえ、関係告示を速やかに変更する予定です。

1 告示の変更及び概要

- (1) 放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）
- (2) 放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）

変更概要

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

1 改正の背景

総務省では、平成16年1月28日、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所取締役会長）に「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年諮問第8号）について諮問し、昨年8月の第4次中間答申に続き、本年6月27日付けで第5次中間答申をいただいたところである。

第5次中間答申では、平成23年のアナログ放送終了期限において、地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビが放送する番組を同時再送信することが適当である旨の提言がされている。

本件は、これを受け、BSデジタル放送により地上デジタル放送の難視聴地域対策を行うための所要の規定整備を行うものである。

2 諮問の内容

(1) 放送普及基本計画の一部変更関係

平成22年以降については、放送衛星を使用して、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビの7つの地上デジタル放送を同時再送信することができることとする。

(2) 放送用周波数使用計画の一部変更関係

上記(1)の同時再送信を行うため、BS放送用周波数のうち、チャンネル番号17について、平成22年以降に使用することができることとする。

2 今後の予定

総務省では、上記の電波監理審議会答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係告示を変更することとします。

なお、本件意見募集の結果については、準備が出来次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/index.html>)に掲載します。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080903_11.html)を参照してください。

2008年ITU世界電気通信標準化総会（WTSA-08）への対処
(平成20年9月9日総務省報道発表)

1 背景

国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）は、世界規模での電気通信の標準化を推進するために、技術、運用及び料金についての課題を研究し、また、それらについての勧告を採択することを任務としています。その活動は、情報通信サービスの全世界規模での相互接続性を確保する上で極めて重要であり、我が国の国際競争力にも大きな影響を与えるものです。

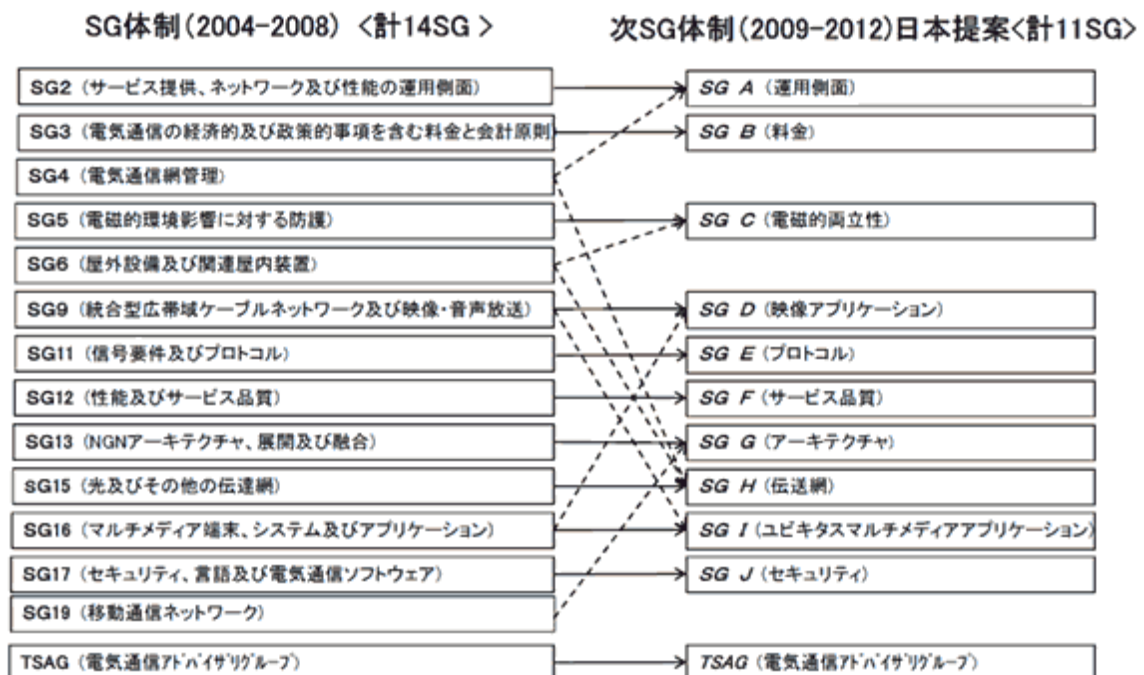
ITU-Tの活動全般についての決定を行う総会であるITU世界電気通信標準化総会（WTSA-08）が、本年10月21日から10月30日まで南アフリカ共和国ヨハネスブルグにおいて開催される予定となっています。WTSA-08では、勧告案の承認、次研究会期（2009～2012年）の研究課題及び研究グループ（SG）構成の見直し等について審議が行われることとなっています。

2 今後の予定

総務省は、この一部答申を踏まえ、WTSA-08において対処していく予定です。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080909_4.html)を参照してください。

次研究会期の研究体制（日本のSG再編案全体像）



先日の総務省の報道資料によると、来年（2009年）1月1日（木）午前8時59分59秒と9時00分00秒の間に「8時59分60秒」がうるう秒として挿入されます。このうるう秒は、1972年から始まり6ヶ月から7年の間隔でこれまで23回実施されています。原子時計の時刻に対し地球の自転が遅くなっているためです。

(H.K)

[ページの先頭に戻る](#) ▲